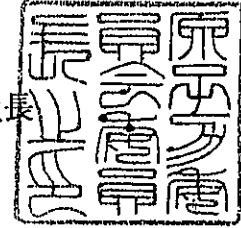




府政科技419号
平成28年4月26日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可について（答申）

平成28年4月13日付け原規規発第1604133号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用目的（教育訓練用及び研究用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設において保管する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。